

(企業名) 社会福祉法人石鳥谷会

## 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間            2021年 2月 1日～ 2026年 1月31日

2. 目 標            男性職員の育児休業取得者を現在0人から1人以上とする。

3. 取組内容

- 2021年 2月～ 配偶者が出産した男性職員を対象として、総務係及び上司から育児休業取得をすすめるとともに、上司主導で部署全体の業務の配分についての見直しを実施する。